

書面添付制度（ビデオ研修）

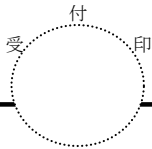
～ 相続税 VTR 編（記載内容の確認）～

近畿税理士会 天王寺支部

収録場所：たかつガーデン

収録日：令和3年8月27日 金曜日

講師：近畿税理士会業務対策部



税務代理権限証書

※整理番号

年 月 日 税務署長 殿	氏名又は名称	高橋 慎祐	
	事務所の名称及び所在地	高橋慎祐税理士事務所 大阪市〇〇区□□〇-〇-〇 電話 (〇〇) 0000 - 0000	
	税理士又は税理士法人	連絡先	電話 () -
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号等 第 000000 号	

上記の ~~税理士~~ ~~税理士法人~~ を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 平成 30年 8月 21日

過年分に
関する
税務代理
委任している事項を除きます。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】

調査の通知に関する同意 上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】

代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め 上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】

依頼者	氏名又は名称	出川 花子	(印)
	住所又は事務所の所在地	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇 電話 (〇〇) 0000 - 0000	

1 税務代理の対象に関する事項		
税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年 分 等	
所得税 (復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	平成 年 分
法人税 (復興特別法人税を含む) 地方法人税を含まない	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
消費税及び地方消費税 (譲渡割)	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
所得税 (復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (法定納期限到来分)
相続 税	<input checked="" type="checkbox"/>	平成30年 5月25日相続開始
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	

2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ () 部門
--------	----	----	--------	------------

相続税の申告書

FD3559

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 30 年 5 月 25 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人				
フリガナ (被相続人) デガワ タロウ		デガワ ハナコ				
氏名 出川 太郎		出川 花子				
個人番号又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。				
生年月日 昭和 22 年 10 月 14 日 (年齢 70 歳)		昭和 34 年 8 月 21 日 (年齢 58 歳)				
住所 (電話番号) 大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇		〒 000-0000 大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇 (00 -0000-0000)				
被相続人との続柄 職業		妻 パート				
取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※整理番号						
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	5 6 8 8 4 2 0 0	円	4 7 3 8 4 2 0 0	円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②				
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	1 7 7 0 0 0 0		1 7 7 0 0 0 0	
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	5 5 1 1 4 2 0 0		4 5 6 1 4 2 0 0	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤				
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	5 5 1 1 4 0 0 0	△	4 5 6 1 4 0 0 0	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 遺産に係る基礎控除額	⑦	3 人 4 8 0 0 0 0 0 0	円	⑧ 左の欄には、第2表の②欄の⑩の人数及び⑨の金額を記入します。	
	相続税の総額	⑦	7 1 1 3 0 0		左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧	1 . 0 0		0 8 2 7 6 3 0 0 0 3 3	円
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑨	7 1 1 3 0 0	円	5 8 8 6 9 3	円
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥)	⑩				
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑤)	⑪				
各人の納付税額	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑫	5 8 8 6 9 3		5 8 8 6 9 3	
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑬				
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑭				
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑮				
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑯				
	計	⑰	5 8 8 6 9 3		5 8 8 6 9 3	
	差引税額 (⑨+⑩)又は(⑯+⑰) (赤字のときは0)	⑱	1 2 2 6 0 7			0
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑲				0 0
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑳				
	小計 (⑱-⑲-⑳)	㉑	1 2 2 5 0 0			0
算付税額の計算	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒				0 0
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	㉓				0 0
	特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	㉔				0 0
	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉕				0 0
	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖				0 0
	申告納税額 (⑳-㉒-㉓-㉔-㉕)	㉗	1 2 2 5 0 0			0 0
	申告期限までに納付すべき税額	㉘				
	還付される税額	㉙	△			
	還付される税額	㉚	△			

第1表 (平成30年分以降)

(注)

②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署欄
通 信 日 付 印
年月日
・ ・
(確認者印)

税務署受付印

※の項目は記入する必要がありません。

申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号
名簿番号	申告年月日	関与区分	書面添付	検査印
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇		00 -0000-0000		高橋 慎祐
		<input checked="" type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input checked="" type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有		

相続税の申告書(続)

FD3560

※申告期限延長日

年 月 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人				財産を取得した人								
フリガナ		デガワ イチロウ				デガワ ジロウ								
氏名		出川 一郎				出川 二郎								
個人番号又は法人番号		[個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。]				[個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。]								
生年月日		昭和 57 年 11 月 14 日 (年齢 35 歳)				昭和 62 年 11 月 22 日 (年齢 30 歳)								
住所		〒000-0000 神戸市〇〇区〇〇〇-〇-〇				〒000-0000 京都市〇〇区〇〇〇-〇-〇								
(電話番号)		(000 -000 -0000)				(000 -000 -0000)								
被相続人との続柄		長男		会社員		二男		会社員						
取得原因		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与								
※整理番号														
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①	3	5	0	0	0	0	0	0				
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②												
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③												
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④	3	5	0	0	0	0	0	0				
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤												
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	3	5	0	0	0	0	0	0				
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額												
	相続税の総額	⑦												
	一般の場合(⑩の場合を除く)	あん分割合(各人の⑧)	⑧	0	0	6	3	5	0	4	7	3	5	7
		算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨											
		農地等納税猶予の適用を受ける場合(第3表⑬)	⑩											
		相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑥)	⑪											
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表の2⑤)	⑫												
	配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)	⑬												
	未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑭												
	障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑮												
	相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)	⑯												
	外国税額控除額(第8表1⑧)	⑰												
	計	⑱												
差引税額(⑨+⑩-⑱)又は(⑩+⑪-⑱)(赤字のときは0)	⑲													
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑧)	⑳													
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㉑													
小計(⑲-⑳-㉑)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉒													
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉓													
株式等納税猶予税額(第8の2表2A)	㉔													
特例株式等納税猶予税額(第8の2の2表2A)	㉕													
山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)	㉖													
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㉗													
申告期限までに納付すべき税額(㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗)	㉘													
還付される税額	㉙	△												

第1表(続) (平成30年分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要がありません。

申告区分	年分	グループ番号	補完番号	申告年月日	管理補完	確認	検算印	補完番号	管理補完	確認
------	----	--------	------	-------	------	----	-----	------	------	----

相続税の総額の計算書

被相続人 出川 太郎

第2表 (平成27年分以降用)

○この表を修正申告書の第2表として使用するとき、⑦欄には修正申告書第1表の⑥欄の⑥Aの金額を記入し、⑧欄には修正申告書第3表の1の⑥欄の⑥Aの金額を記入します。

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額			
⑦ (第1表) ⑥A	円 55,114,000	④の法定相続人の数 ⑤ 3人 3,000万円 + (600万円 × 3人) =		⑧ 円 4,800	⑨ (⑦-⑧) 円 7,114,000		
⑩ (第3表) ⑥A	,000	⑥の人数及び⑦の金額を第1表⑥へ転記します。		⑪ 円 ,000	⑫ (⑩-⑪) 円 ,000		
④ 法定相続人 (注) 1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算			
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	第3表の「相続税の総額⑩」の計算		
出川 花子	妻	1/2	円 3,557,000	円 355,700	円 ,000		
出川 一郎	長男	1/4	1,778,000	177,800	,000		
出川 二郎	二男	1/4	1,778,000	177,800	,000		
			,000		,000		
			,000		,000		
			,000		,000		
			,000		,000		
			,000		,000		
			,000		,000		
法定相続人の数	④ 人 3	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	711,300	⑩ 相続税の総額 (⑨の合計額) (100円未満切捨て)	00

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
 2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑩欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	— 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
 ⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額
 例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

(資4-20-3-A4統一)

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 出川 太郎

第5表 (平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $55,114,000円 \times \frac{1}{2} = 27,557,000円$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				①※ 円 160,000,000
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円	※ 円
47,384,200	円	1,770,000	円	1,770,000	0	45,614,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	円	⑧ ①の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
711,300	円	45,614,000		55,114,000	588,693	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (588,693円 - 0円)				⑪ 円 588,693	
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 円 588,693	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $,000円 \times \frac{\quad}{\quad} = \quad円$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				①※ 円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	①① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			①⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	①⑥ (①①-①④+①⑤)の金額 (①⑤の金額より小さいときは①⑤の金額) (1,000円未満切捨て)
	円	①② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	①③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	①④ (①②-①③)の金額 (①③の金額が①②の金額より大きいときは0)	円	※ 円
						,000
①⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	円	①⑧ ①①の金額と①⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		①⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	①⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (①⑦×①⑧÷①⑨)	
00	円			,000	円	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の①⑩の金額) (第1表の配偶者の①⑫の金額) (円 - 円)				①⑪ 円	
配偶者の税額軽減額	(①⑩の金額と①⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				①⑫ 円	

(注) ①⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額①⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、①⑥、①⑦及び①⑨の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人

出川 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
	〇〇生命保険	30. 8. 25	10,000,000 ^円	出川 花子
	〇〇生命保険	30. 8. 25	10,000,000	出川 二郎
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text" value="3人"/> により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円
			15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 (④ × $\frac{\text{各人の①}}{\text{⑤}}$)	③ 課税金額 (① - ②)
出川 花子	10,000,000 ^円	7,500,000 ^円	2,500,000 ^円
出川 二郎	10,000,000	7,500,000	2,500,000
合 計	⑤ 20,000,000	15,000,000	5,000,000

- (注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 出川 太郎

第11表 (平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割			
		分割の日						
財産の明細								
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産	
				固定資産税額 評価	倍		取得した人の 氏名	取得財産の 価額
土地	宅地	自用地	大阪市〇〇区□□〇〇	247.5 ㎡	294,600 円	円	出川 花子	円
	(計)					14,582,700		14,582,700
家屋	家屋	自家用家屋	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇	450 ㎡			出川 花子	
	(計)			8,000,000	1	8,000,000		8,000,000
現金預貯金等		現金					出川 花子	
						10,500,000	出川 花子	8,500,000
							出川 一郎	1,000,000
							出川 二郎	1,000,000
現金預貯金等		〇〇銀行					出川 花子	
						10,000,000		10,000,000
現金預貯金等		〇〇銀行					出川 一郎	1/2
						5,000,000		2,500,000
							出川 二郎	1/2
								2,500,000
現金預貯金等		〇〇銀行					出川 花子	
						2,000,000		2,000,000
(計)						27,500,000		
家庭用財産		家財					出川 花子	
						300,000		300,000
(計)						300,000		
その他の財産	生命保険金等			第9表のとおり			出川 花子	
						5,000,000		2,500,000
				〃			出川 二郎	
								2,500,000
	(小計)					5,000,000		
その他の財産	その他	電話加入権					出川 花子	
						1,500		1,500
その他の財産	その他	車両					出川 花子	
						1,500,000		1,500,000
	(小計)					1,501,500		
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	出川 花子	出川 一郎	出川 二郎		
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②	56,884,200	47,384,200	3,500,000	6,000,000		
	各人の取得財産の価額(①+②)	③	56,884,200	47,384,200	3,500,000	6,000,000		

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

出川 太郎

第13表
(平成30年分以降用)

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
未払金	入院代			・ ・ ・ ・	円 150,000	出川 花子	円 150,000
未払金	電話代			・ ・ ・ ・	5,000	出川 花子	5,000
未払金	電気代			・ ・ ・ ・	5,000	出川 花子	5,000
未払金	ガス代			・ ・ ・ ・	5,000	出川 花子	5,000
未払金	水道代			・ ・ ・ ・	5,000	出川 花子	5,000
				・ ・ ・ ・			
合 計					170,000		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
〇〇寺		30. 5. 31	円 1,500,000	出川 花子	円 1,500,000
〇〇サービス		30. 5. 31	100,000	出川 花子	100,000
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
合 計			1,600,000		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	出川 花子			
債 務	負担することが確定した債務 ①	円 170,000	円 170,000	円	円	円
	負担することが確定していない債務 ②					
	計 (①+②) ③	170,000	170,000			
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用 ④	1,600,000	1,600,000			
	負担することが確定していない葬式費用 ⑤					
	計 (④+⑤) ⑥	1,600,000	1,600,000			
合 計 (③+⑥) ⑦	1,770,000	1,770,000				

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑤、⑥及び⑦欄にそれぞれ転記します。

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

FD3537

(単位は円)

被相続人 出川 太郎

種類	細目	番号	各人の合計							(氏名) 出川 花子						
※	整理番号		被相続人													
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①														
	畑	②														
	宅地	③				1	4	5	8				1	4	5	8
	山林	④														
	その他の土地	⑤														
	計	⑥				1	4	5	8				1	4	5	8
	⑥のうち 特例農地等	通常価額	⑦													
	農業投資価格 による価額	⑧														
家屋、構築物		⑨				8	0	0				8	0	0		
事業 (農業)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩														
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪														
	売掛金	⑫														
用財産	その他の財産	⑬														
	計	⑭														
有価証券	特定同族会社の株式 及び出資	配当還元方式 によったもの	⑮													
		その他の方式 によったもの	⑯													
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰														
債券	公債及び社債	⑱														
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券	⑲														
	計	⑳														
現金、預貯金等		㉑				2	7	5				2	0	5		
家庭用財産		㉒				3	0	0				3	0	0		
その他の財産	生命保険金等	㉓				5	0	0				2	5	0		
	退職手当金等	㉔														
	立木	㉕														
	その他	㉖				1	5	0				1	5	0		
	計	㉗				6	5	0				4	0	0		
合計 (⑥+⑨+⑭+⑳+㉑+㉒+㉗)	㉘				5	6	8				4	7	3			
相続時精算課税適用財産の価額	㉙															
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑭+⑰+⑱+㉕)	㉚				2	2	5				2	2	5			
⑯のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉛															
⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額	㉜															
⑯のうち特例株式等納税猶予 対象の株式等の価額	㉝															
⑰のうち特例株式等納税猶予 対象の株式等の価額	㉞															
債	債務	㉟				1	7	0				1	7	0		
務	葬式費用	㊱				1	6	0				1	6	0		
等	合計(㉟+㊱)	㊲				1	7	7				1	7	7		
差引純資産価額(㉘+㊲-㉛) (赤字のときは0)	㊳					5	5	1				4	5	6		
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊴															
課税価格(㊳+㊴) (1,000円未満切捨て)	㊵					5	5	1				4	5	6		

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

第15表 (平成30年分以降用)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 8

(単位は円)

種類		細目	番号	被相続人 出川 太郎				(氏名) 出川 二郎			
※		整理番号									
土地(土地の上に存する権利を含みます。)		田	①								
		畑	②								
		宅地	③								
		山林	④								
		その他の土地	⑤								
		計	⑥								
	⑥のうち特例農地等		通常価額	⑦							
		農業投資価格による価額	⑧								
		家屋、構築物	⑨								
事業(農業)		機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩								
		商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪								
		売掛金	⑫								
用財産		その他の財産	⑬								
		計	⑭								
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	⑮								
		その他の方式によったもの	⑯								
		⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰								
		公債及び社債	⑱								
		証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲								
		計	⑳								
		現金、預貯金等	㉑				3 5 0 0 0 0 0				3 5 0 0 0 0 0
		家庭用財産	㉒								
その他の財産		生命保険金等	㉓								2 5 0 0 0 0 0
		退職手当金等	㉔								
		立木	㉕								
		その他	㉖								
		計	㉗								2 5 0 0 0 0 0
		合計	㉘				3 5 0 0 0 0 0				6 0 0 0 0 0 0
		(⑥+⑨+⑭+⑰+⑲+㉑+㉒+㉗)	㉙								
		相続時精算課税適用財産の価額	㉚								
		不動産等の価額(⑥+⑨+⑩+⑮+⑯+㉕)	㉛								
		⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜								
		⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉝								
		⑯のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉞								
		⑰のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉟								
		債務	㊱								
		葬式費用	㊲								
		合計(㉞+㊱)	㊳								
		差引純資産価額(㉘+㊱-㊳) (赤字のときは0)	㊴				3 5 0 0 0 0 0				6 0 0 0 0 0 0
		純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㊵								
		課税価格(㊴+㊵) (1,000円未満切捨て)	㊶				3 5 0 0 0 0 0				6 0 0 0 0 0 0
※税務署整理欄		申告区分									
		年分									
		名簿番号									
		申告年月日									
		グループ番号									

※の項目は記入する必要がありません。

第15表(続) (平成30年分以降用)

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所)		署
大阪	年分	ページ
30		00000

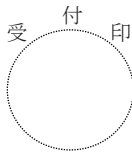
（平成三十年分以降用）

(住居表示)	(大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇)	住所(所在地)	大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇	住所(所在地)	大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇
所在地番	大阪市〇〇区〇〇〇〇	所有者氏名(法人名)	出川 太郎	使用者氏名(法人名)	出川 太郎
地目	山林野原雑種地	地積	247.5 m ²	路線価	正面 275,000 円、側方 245,000 円
宅地	田畑	間口距離	15 m	奥行距離	16.5 m
利用区分	自用(貸家建付)借地権	地区区分	ビル街地区 普通住宅地区、高度商業地区 中小工場地区、繁華街地区 大工場地区	普通商業・併用住宅地区	
自用地方メルト当たりの評価額	1 一路線に面する宅地(正面路線価)	(奥行価格補正率)	275,000 円 × 1	(1 m ² 当たりの価額)	275,000 円
	2 二路線に面する宅地(A)	(側方) 路線価 (奥行価格補正率) (側方) 路線影響加算率	275,000 円 + (245,000 円 × 1 × 0.08)	(1 m ² 当たりの価額)	294,600 円
	3 三路線に面する宅地(B)	(側方) 路線価 (奥行価格補正率) (側方) 路線影響加算率	円 + (円 × . × 0.)	(1 m ² 当たりの価額)	円
	4 四路線に面する宅地(C)	(側方) 路線価 (奥行価格補正率) (側方) 路線影響加算率	円 + (円 × . × 0.)	(1 m ² 当たりの価額)	円
	5-1 間口が狭小な宅地等(AからDまでのうち該当するもの)	(間口狭小) 補正率 (奥行長大) 補正率	円 × (. × .)	(1 m ² 当たりの価額)	円
	5-2 不整形地(AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※	円 × 0.	(1 m ² 当たりの価額)	円
	※不整形地補正率の計算	(想定整形地の間口距離) m × (想定整形地の奥行距離) m = (想定整形地の地積) m ² (想定整形地の地積) m ² - (不整形地の地積) m ² ÷ (想定整形地の地積) m ² = (かけ地割合) % (不整形地補正率表の補正率) × (間口狭小補正率) = (小数点以下2位未満切捨て) ① (奥行長大補正率) × (間口狭小補正率) = (小数点以下2位未満切捨て) ②	{ (不整形地補正率) (①、②のいずれか低い率、0.6を限度とする。) }		
	6 地積規模の大きな宅地(AからFまでのうち該当するもの)	規模格差補正率※	円 × 0.	(1 m ² 当たりの価額)	円
	※規模格差補正率の計算	(地積(A)) (B) (C) (地積(A)) (小数点以下2位未満切捨て)	{ (m ² × +) ÷ m ² } × 0.8 = 0.		
	7 無道路地(F又はGのうち該当するもの)	(※)	円 × (1 - 0.)	(1 m ² 当たりの価額)	円
※割合の計算(0.4を限度とする。)	(正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積)	(円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.			
8 かけ地等を有する宅地(AからHまでのうち該当するもの)	[南、東、西、北] (かけ地補正率)	円 × 0.	(1 m ² 当たりの価額)	円	
9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地(AからIまでのうち該当するもの)	(控除割合(小数点以下3位未満四捨五入))	円 × (1 - 0.)	(1 m ² 当たりの価額)	円	
10 私道(AからJまでのうち該当するもの)		円 × 0.3	(1 m ² 当たりの価額)	円	
自用地の評価額	自用地1平方メートル当たりの価額(AからKまでのうち該当記号)	地積	総額(自用地1 m ² 当たりの価額) × (地積)		
	(B) 294,600 円	m ² 247.5	円 72,913,500		L

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

参考例

相続税 申告書 (年分・ 年 月 日 事業年度分・H30年5月25日相続開始) に係る



税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

平成31年1月25日

〇〇 税務署長殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 高橋 慎祐 ㊟
	事務所の所在地	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 高橋 慎祐 ㊟
	事務所の所在地	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	所属税理士会等	〇〇 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇〇号
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="radio"/> 有 (相続税) ・ 無
依 頼 者	氏名又は名称	出川 花子
	住所又は事務所の所在地	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇 電話 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
相続税の申告書、土地等の評価明細書	死亡診断書、戸籍謄本、相続関係図、被相続人及び相続人家族年表、預貯金証書写、残高証明書、相続人預貯金証書写(一部抜粋)、土地及家屋固定資産税評価証明書、住宅地図、地番図、路線価図、家屋図面、保険金通知書、債務及び葬式費用(請求書及び支払後の領収書)遺産分割協議書、所得及び資産形成状況整理表

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備 考
出川花子の所得状況説明書、株式購入並びに譲渡内訳及び株式配当のメモ、居住関係説明書	なし

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・	・	・	・

(1/4)

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	不動産の評価について	<p>現地に出向き、実際の間口、及び奥行距離を確認した。二路線に接していることを確認し、写真を撮影し記録を残している。側方路線の路線価に側方路線影響加算率をかけ、正面路線に加算し、路線価を計算した。</p>	<p>固定資産税評価証明書 路線価図、地番図、住宅地図、 現場写真 生計維持状況の確認</p>
	小規模宅地課税特例（課税関係整理）	<p>相続人花子が相続する旨を遺産分割協議書にて確認し、また花子が現在も引き続き居住していることを確認している。また相続税申告書第11・11の2表の付表1の同意欄に記載もれが無いか確認した。</p> <p>宅地評価について検討事項のもれがないかどうかについては相続税チェックリストにより検討を行っている。</p>	<p>相続税チェックリストによる加算項目及び減額項目等の確認</p>
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	<p>相続開始前に預貯金から引き出された現金について</p> <p>名義預金について</p>	<p>太郎の容態が悪化してから、相続開始の日までの間、太郎の預金から毎日引き出された現金 50万円×20回分が相続開始日において現金として保管されていたとの説明を受けたので相続財産に現金として計上している。引き出し分の10,000,000円については、花子が主に相続し、葬式費用等の負担を行った。一部を一郎二郎が相続している。</p> <p>退職金 3,000万円のうち、1,000万円が出川花子名義で残されていたが、その管理支配の状況を確認し贈与の成立がないと判断して、その旨を説明し、名義預金として 11表に加算している。</p>	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
名義預金の申告方法について	相続人出川花子名義の預金について、どのように申告を行うべきかについて相談を受けた。出川花子は概ねその存在については知っていたものの、贈与が成立していないという事実を確認したうえで、実質上被相続人の預金として申告すべきことを説明し同意を得た。
自宅に関する相続について	相続税負担に関し、遺産分割の影響について相談を受けたため、小規模宅地課税特例の適用について説明した。
将来の二次相続について	二次相続で考えられる小規模宅地課税特例選択について相談を受けたため、いわゆる「家なき子」特例に関して、不確定要素があるものの現時点では、二郎が相続した場合に、一定要件のもと、居住なしに特例適用が可能であることを説明している。
生命保険金の課税について	生命保険金の課税について相談を受けたため、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の別にそれぞれの課税関係を整理し、説明を行った。また生命保険契約の権利に関する課税関係の説明も行った。
5 その他	
<p>金融機関関係者からの紹介で当該案件の依頼を受けたので、それ以前の面識はない。相続発生後、間もなく依頼を受け、自宅にうかがい聞き取りを開始し、面談は合計〇〇回した。最終打ち合わせを〇月〇日高橋税理士事務所内応接室で行い、あらかじめ作成を依頼していた、遺産分割協議案に基づいて申告書を作成した。</p>	

*追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項(1)		
B 区分	C 事項	D 備考
出川花子名義の預金についての検討	<p>相続人出川花子名義の二口座の取引履歴を確認した。太郎の退職金 3,000 万円のうち、出川花子名義で〇〇銀行〇〇支店普通預金に預けられていた 1,000 万円について、名義預金として相続財産に計上したものその他、出川花子の〇〇銀行△△支店の普通預金の通帳に 5,000 万円と多額の金額の貯蓄があった。この資産形成についての履歴を確認し、パート収入を元手に株式投資により地道に形成してきたものであるとの花子の説明との整合性があり、花子固有の財産であったと判断して名義預金とはしていない。</p>	<p>出川花子名義通帳 〇〇銀行〇〇支店普通預金通帳 〇〇銀行△△支店普通預金通帳 出川花子の 資産形成及び所得状況説明書 株式購入及び譲渡のメモ 配当受領のメモ</p>

*追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項(1)		
B 区分	C 事項	D 備考
預貯金	<p>預貯金の残高証明書及び、太郎名義の通帳に関する取引履歴 5 年分について、確認した。年金振込通帳から、生活費や、水道光熱費等の引き出しが行われていたが、通常時は、特に退職金の 1,000 万円をのぞいては、用途不明な多額の引き出しは行われていなかった。</p>	<p>残高証明書 太郎分〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座取引履歴 5 年間分 定期預金等証書等解約履歴 相続手続依頼書控 遺産分割協議書</p>
生命保険金	<p>生命保険については、掛金負担が行われていたかどうかについて、通帳で内容を確認し、証書により契約者及び被保険者を直接確認している。</p>	<p>生命保険証書写 保険金支払通知書 相続手続時書類</p>

*追加記載する事項		
A 3 計算し、整理した主な事項(1)		
B 区分	C 事項	D 備考
生命保険金	他にも、契約者が太郎氏で、被保険者及び受取人が他の親族である、生命保険に関する権利等のものがないかどうか口頭により確認を行っている。	生命保険契約に関する権利等 口頭による聞き込み
自動車	車検証により 車種等内容を確認している。評価価額については、購入年月日及び使用頻度に基づき評価している。	車検証及び評価査定書
電話加入権	相続手続時の書類から、その所在を明らかにしている。	相続手続時書類
債務及び葬式費用	請求書及び領収書を確認し、保存を指示した。	請求書及び領収書
*追加記載する事項		
A		
B	C	D